

高知龍馬空港乗合タクシー運行支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知龍馬空港乗合タクシー運行支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成目的)

第2条 高知県航空利用促進協議会は、高知龍馬空港の交通アクセスの利便性を向上させるため、「高知龍馬空港」と「土佐くろしお鉄道のいち駅」との間を直行で結ぶ乗合タクシーを運行する事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定の一般貸切旅客自動車運送事業者、又はハに規定の一般乗用旅客自動車運送事業者で、普通車若しくは特大車（10人乗りの自動車）を使用し、乗合タクシーを運行する事業者とする。ただし、別表1に掲げるいずれかに該当する場合を除く。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第2条に掲げる路線の運行に要する経費（以下「総運行経費」という。）から運賃収入（以下「総運賃収入」という。）を差引いた額に欠損が生じた場合の、当該欠損の額（以下「総運行欠損額」という。）の合計額とする。

〔総運行欠損額＝総運行経費－総運賃収入 ※欠損が出る場合〕

2 前項の総運行欠損額算定に係る総運行経費及び総運賃収入は、それぞれ次の各号により算定するものとする。

(1) 総運行経費 別表2に定める1運行あたりの経費の単価に、実運行回数を乗じて得られる額〔総運行経費＝1運行あたりの経費の単価×実運行回数〕

(2) 総運賃収入 別表3に定める1人あたりの運賃の額に、延利用者数を乗じて得られる額〔総運賃収入＝1人あたりの運賃の額×延利用者数〕

3 前項第1号の総運行経費の算定において、事前予約による運行を予定していたものの予約者が現れなかったなどの事由により実際の運行がなかった場合には、実運行回数には算入しないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（第1号様式）を高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当

と認めたときは、助成金の交付を決定し、別記第2号様式により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による助成金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付決定の変更等の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書(第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき(旅行商品の追加造成又は催行中止に伴うものを含む)
- (2) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更するとき(ただし、軽微な変更を除く)
- (3) 助成事業を中止又は廃止するとき

(助成金の請求及び実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、助成金実績報告書(第4号様式)及び助成金交付請求書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第10条 会長は、前条に規定する助成金実績報告書を受領した場合は、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、交付するものとする。

(助成金の概算払)

第11条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、3か月を超える期間ごとに、当該期間の各月末時点で集計した実績に基づき、助成金の概算払を別記第6号様式により請求できるものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 会長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者は、助成金を返還するものとする。

- (1) この要綱の条件に違反したとき
- (2) この要綱に基づき会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他助成事業の執行について、不正の行為があったとき

(助成金の返還)

第13条 会長は、前条による助成金の交付決定の変更又は交付決定の全部若しくは一部の取り消しによって助成金の額を減額したときは、交付した助成金のうち減額分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告及び調査)

第14条 会長は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第15条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表2（第5条第2項第1号関係）

運行車両	1運行あたり単価
普通車・特大車	1,600円

別表3（第5条第2項第2号関係）

運賃区分	1人あたり運賃額
大人（満12歳以上）	500円
小人（満12歳未満）	250円

※満3歳未満の小人が大人に同伴され、座席を使用しない場合に限って、大人1人につき小人1人を無料とする。

※身体障害者は小人運賃と同額とする。